

町の人人口

昭和40年11月1日現在
総人口 30,575人
内{ 男 14,968人
女 15,607人
世帯数 8,672戸
(増) 356人
10月中 (減) 156人



1965.11. 16

No. 57

発行所 福生町役場
 発行兼編集人 総 務 課
 印刷所 昭和印刷K K



福生町商店街協同組合の創立10周年を記念して、10月8・9の両日民謡おどりコンクールが行なわれました。8日の夜は福生一小で踊りのコンクールが、9日の夜は街頭での民謡流し踊りが、地元福生はもとより、八王子市や青梅市からも参加して、銀座通りから駅前通りへと約2時間こわつて行なわれ、秋の夜長を楽しんでいました。ご承知のように福生町には名物「七夕まつり」がありますが、こんどの民謡おどりを、福生町のもうひとつの名物、にしたいと、早やくも各方面の話題となつています。

昭 和 4 0 年 度 福 生 町 上 公 表

半 期 財 政

昭和四十年度上半期(40・4・9)の財政状況が公表されましたので、その概要をお知らせします。

将来の総合的な町発展を考慮するとき、赤字額を早期に解消することとはもちろんですが、地財法(地方財政再建促進特別措置法)の準用指定を受けることによつて、起債、その他補助金等を得ながら、計画的に町行政を執行してゆく以外にないので、この方針によつて事務手続を進めてまいりましたが、このたび自治大臣の承認を得て、十月十五日付で計画決定を見えています。

このような見地から、上半期の予算執行については、常に冗費の節減と事業の厳選に重点をおいて執行してきました。

その結果、一般会計については歳入において予算額の約三〇%にあたる二億〇八二万七千円が収入済となり、補助金等が確定する下半期において、予算額のはば満額を見込むことができると思っています。

また、歳出については、前にも申しあげたとおり、冗費の節減と事業の厳選に重点をおき、有効適切な予算執行を行なつていますが、予算額に対する支出額は三八%の二億六〇九七万二千円となつていて、収入額に対して五千二六〇万二千円の超過となっておりますが、これは前年度末における赤字額九千一四五万四千円を本年度予算に



おいて繰上充用しているため、これによる支出額が収入額を越える原因になっていますが、その他については一応目的どおりの予算執行を行なっています。なお、義務教育施設の防音増改築工事については、補助金等が確定した支障のないよう第二、三小学校、中学校及び分校の四校について工事を行なっていますが、本年度の予定事業は年度内に完了を予定されています。その他の各種事業については、補正予算の議決を得ましたので、今後下半期において施行されることになっています。また、これからは自治大臣の承認を受けた四ヶ年間にわたる財政再建計画の計画案にもとずき、赤字を解消しつつ、住民福祉のために全力を傾注してゆく所存ですが、ごんごとも町民のみなさんご協力をお願いいたします。なお、関係図表はつぎのとおりです。

1. 財政収支の概況表

① 一般会計

歳 入			歳 出				
科 目	予算額	収入額	収入率	科 目	予算額	支出額	支出率
	千円	千円	%		千円	千円	%
1 町 税	172,987	93,658	48.4	1 議 会 費	11,439	5,016	43.9
2 国有提供施設等所在市町村助成交付金	24,607	0	0	2 総 務 費	77,548	31,682	40.9
3 地方交付税	59,934	37,879	63.2	3 民 生 費	25,527	11,441	44.8
4 分担金及負担金	2,148	1,106	51.5	4 衛 生 費	57,137	26,049	45.6
5 使用料及手数料	15,522	7,182	46.3	5 農 林 水 産 業 費	4,948	1,778	35.9
6 国庫支出金	256,152	59,111	23.1	6 商 工 費	4,955	2,393	46.3
7 都 支 出 金	21,026	632	30.1	7 土 木 費	42,834	9,534	22.3
8 財 産 取 入	96,134	1,015	1.1	8 消 防 費	5,161	727	14.0
9 寄 附 金	320	490	153.1	9 教 育 費	343,136	72,510	21.2
10 繰 入 金	5,730	2,967	51.8	10 公 債 費	16,571	8,388	50.6
11 諸 取 入	11,239	4,330	38.5	11 予 備 費	1,743	0	0
12 町 債	20,200	0	0	12 前年度繰上充用金	95,000	91,454	96.3
合 計	685,999	208,370	30.4	合 計	685,999	260,972	38.0

(イ) 住民負担の概況 (40.9.30現在 人口30,405人 世帯数8,600戸)

税 目	収 入 額	1 人 当 り	1 世 帯 当 り
	円	円	円
町 民 税	30,501,022	1,003	3,547
固 定 資 産 税	40,846,440	1,344	4,749
軽 自 動 車 税	3,509,390	115	408
町 た ば こ 消 費 税	8,244,910	271	959
電 気 ガ ス 税	5,511,700	181	641
都 市 計 画 税	5,044,430	166	586
合 計	93,657,892	3,080	10,890

(ロ) 一時借入金 60,000,000円

② 国保特別会計

歳 入				歳 出			
科 目	予算額	収入額	収入率	科 目	予算額	支出額	支出率
1 国民健康保険料	20,439千円	11,213千円	54.85%	1 総務費	4,159千円	1,280千円	30.77%
2 国庫支出金	27,505	16,833	61.19	2 保険給付費	48,844	16,899	34.59
3 都支 出 金	2,424	0	0	3 保険施設費	221	0	0
4 繰 入 金	3,000	0	0	4 諸 支 出 金	503	6	0.12
5 繰 越 金	300	0	0				
6 諸 収 入	59	66	113.00				
合 計	53,727	28,112	52.32	合 計	53,727	18,185	33.84

③ と畜場特別会計

歳 入				歳 出			
科 目	予算額	収入額	収入率	科 目	予算額	支出額	支出率
1 事業収入	17,759千円	8,332千円	46.9%	1 総務費	13,331千円	6,643千円	49.8%
2 繰越金	150	168	112.0	2 公債費	1,696	847	50.0
3 諸収入	5	5	100.0	3 繰出金	2,800	0	0
				4 予備費	87	0	0
合 計	17,914	8,505	47.4	合 計	19,350	7,490	41.8

④ 土地区画整理事業特別会計

歳 入				歳 出			
科 目	予算額	収入額	収入率	科 目	予算額	支出額	支出率
1 分担金及負担金	16,348千円	0千円	0%	1 総務費	2,055千円	838千円	40.79%
2 繰入金	3,000	0	0	2 事業費	16,995	525	30.88
3 繰越金	1	8,576	857.6	3 予備費	300	0	0
4 諸収入	1	0	0				
合 計	19,350	8,576	44.32	合 計	19,350	1,363	7.04

2. 財 産 表

① 土地及び建物

名 称	土 地		建 物		名 称	土 地		建 物	
	地 積	延 面積	地 積	延 面積		地 積	延 面積	地 積	延 面積
役場本庁舎	4,128.3	2,955.5	0	0	柳山レストハウス	0	0	174.2	2
役場分室	0	359.3	0	0	旧汚物処理場	1.1863	0	0	0
第1小学校	12.1646	3,702.3	0	0	じん芥処理場	4.2711	0	87.7	0
第2小学校	11.4800	2,682.3	0	0	熊川保育園	9620	0	0	0
第3小学校	11.6430	3,096.7	0	0	公益質屋	6392	0	127.4	0
第4小学校	14.6494	1,846.2	0	0	と畜場	4,589.6	0	723.1	0
中学校	30.6608	5,579.5	0	0	水道浄水場、水源	3,938.9	0	547.3	0
中学校分校	0	604.2	0	0	福生公園	9,137.0	0	0	0
教員住宅	0	359.7	0	0	町営グラウンド	19,014.1	0	0	0
町営住宅	44,093.3	6,246.3	0	0	町道敷	517,200.0	0	0	0
消防車々庫	0	145.5	0	0	柳空	66,905.4	0	0	0
すみれ保育園	0	219.4	0	0	空	10,819.9	0	0	0
福生町自治会館	2,605.3	980.7	0	0					
生活改善センター	0	335.9	0	0	合 計	770,088.7	0	30,773.1	0

②施設

貯水	地	91基
ブール		9ヶ所

③物品

品名	数量	品名	数量
乗用自動車	2	ジャングルジム	3
貨物自動車	4	丸ノコ盤	1
消防自動車	5	手押カンナ盤	1
グレイン計	1	自動カンナ盤	1
会宛名簿	1	角型盤	1
贈写フコ	2	小室旋盤	1
リコ	3	機械室操作盤	1
紙輪加	1	機械室遠距離盤	1
金銭登録機	2	水中ボーン	3
映写機	1	塩素滅菌機	2
消毒機	2	広接式	3
タバコ販売機	1	電話施設一式	1
美術給熱ステ	1	暖房施設一式	1
16%	2	放送施設一式	6
	1	警報機一式	1
	3	変電機一式	1
	4	空調施設一式	3
	1	給水施設一式	4
	1	消防施設一式	3
	5	熱風炉一式	3
	3	キュビクル一式	1

水道事業 業務状況報告

昭和四十九年度水道事業上半期(四月～九月)における業務内容の概要を報告します。

人口の増加と文化生活の向上によつて水を使う量がいへん増えています。このためいろいろな施設を整備するために必要な事業をやつていくために非常な苦心をされているのが現況であります。

当町でも住民登録人口が三万人を突破し、さらに基地の町という特別な事情によるその他の人口もあり、その給水を完全に満たすために、毎年、施設の増設改良工事

をしています。しかし、現在の給水施設では制限給水の一手前をかうじて保つていくというのが実情であります。

したがつて町の上下水道では、昭和三十九年度から昭和四十三年度までの五ヶ年間、継続事業による第三期の拡張計画を作り、これによつて施設の拡充をはかつて、また「第一年度にあたる本年度は、水源を確保することを第一目標としていくため、第九号深井戸を大きく井工事を四月から行ない、夏の最も多く水を必要とする時期をのりこえたのであります。来年の三月末までに更に一本の深井戸のさく井工事をより計画となつてい

ます。また、水源工事と併行して、深井戸から揚水される水を有効に給配水するために、第二浄水場に約千トンの水を貯蔵できる配水池の増設工事を行なつてきました。

この工事は九月末をもつて完成しています。また、送配水管の布設工事としては、区西整理地区内の工事を施行していますが、これらいづれの工事をこなすにしても工事費は多額を要し、相次ぐ拡張工事によつて、水道事業の財政は非常に苦しくなつています。

「最少の経費で最大の効果を」と経営及び事務の合理化、あるいは職員の適性配置等にもつとめ、住民福祉のため、地方公営企業法の主旨にそつて努力を続けていますので、今後とも水道事業が円滑に

2 予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入 (単位千円)

区分	予算額	調定額	調定率
水道事業収益	50,973	30,712	60.3%
内 営業収益	50,313	30,251	60.1
誤 営業外収益	660	461	69.8

支出 (単位千円)

区分	予定額	執行額	執行率
水道事業費用	50,973	17,493	34.3%
内 営業費用	42,505	13,993	32.9
誤 営業外費用	7,768	3,500	45.1
予備費	700	0	0

1 事業の概要

(40.4.1~40.9.30)

用途別栓数及び数量、その他

給水人口	31,600人		
普及率	81%		
給水栓数	8,295栓		
内	家事用	8,054栓	一時用 19栓
	営業用	66	特殊営業用 7
	団体用	71	湯屋用 9
誤	共用	69	
1日平均給水量		5,610m ³	
1日最大給水量		9,000m ³	
職員数		28人	

運営でき、きれいで豊かな水によつて、健康で明るい文化生活ができるよう、町民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、上半期の事業概要、予算の執行状況はつぎのとおりです。

(2) 資本的収入及び支出

取 入

(単位千円)

支 出

(単位千円)

区 分	予 定 額	調 定 額	調 定 率
資 本 的 取 入	50,098	15,098	30.1%
内 企 業 債	50,000	15,000	30.0
誤 固 定 資 産 売 却 代 金	98	98	100

区 分	予 定 額	執 行 額	執 行 率
資 本 的 支 出	65,565	18,705	28.5%
内 建 設 改 良 費	62,672	17,490	27.9
誤 企 業 債 償 還 金	2,693	1,215	45.1
予 備 費	200	0	0

昭和三十九年度

水道事業会計決算状況

◆ 昭和三十九年度の水道事業会計決算は、地方公営企業法第三十条◆
 ◆ 第二項の規定によつてつくり、町監査委員による監査をうけてか◆
 ◆ ら、十月二十九日の第三回定例会二日日本会議で原案どおり可決、◆
 ◆ 認定されましたので、その概要を報告します。

■ 収益的収入の決算について

収益的収入の決算額は五千八百七
 ○ 万五五〇〇円で、予算額に対し
 て一八二万五五〇〇円の増加とな
 つています。また収益的支出の決
 算額は五千〇三一萬二〇六二円
 で、予算額に対して二一五万九
 三〇八円の不用額をみていますが、
 結局、収支の差額八三九万三四
 八円が本年度の利益となつてい
 ます。

■ 資本的収支の決算について

資本的収入の決算額一千万円
 (企業債)に対し、資本的支出の決
 算額が二千四三一万九四五五円と
 なり、差引き一千四三一万九千四
 五五円の不足となつていますが、
 これにあつては財源としては、当年
 度損益勘定留保資金、建設改良積
 立金、繰越利益剰余金処分額で補
 てんしています。

なお、資本的支出は、第三期拡
 張工事第一年度の建設工事が主
 で、その内容としては、第二浄水
 場ポンプ室増設修工事及び変電所
 配水ポンプ配管設備工事費四百二

収益的収入

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減
水 道 事 業 取 益	56,880,000円	58,705,550円	1,825,550円
営 業 取 益	47,645,000	49,179,731	1,534,731
営 業 外 取 益	9,235,000	9,525,819	290,819

収益的支出

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額
水 道 事 業 費	52,472,000円	50,312,062円	2,159,938円
営 業 費 用	37,854,396	35,940,272	1,914,124
営 業 外 費 用	14,617,604	14,371,790	245,814

○ 万二千七二〇〇円、第八号水源さ
 く井工事費三百八〇万円、第八号
 水源上屋及び柵工事費三六万七千
 七百円、配水管及び導水管理設工
 事費五百五十六
 七千五百円等と
 なつていて、そ
 の他に企業債償
 還金二百万六千
 九五〇円があり
 ます。
 なお、決算内
 容はつきのとおり
 です。

資本的収入

昭和39年度水道事業損益計算書

(39. 4. 1 ~ 40. 3. 31)

営 業 取 益	49,179,731円
営 業 費 用	35,940,272円
営 業 外 取 益	9,525,819円
営 業 外 費 用	14,371,790円
当 年 度 純 利 益	8,393,488円

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減
資 本 的 取 入	10,000,000円	10,000,000円	0円
企 業 債	10,000,000	10,000,000	0円

資本的支出

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額
資 本 的 支 出	25,658,000円	24,319,455円	1,338,545円
建 設 取 良 費	23,620,594	22,312,505	1,308,089
企 業 債 償 還 金	2,007,000	2,006,950	50
予 備 費	30,406	0	30,406

昭和39年度

水道事業剰余金処分計算書

当年度未処分利益剰余金	10,071,021円
利益剰余金処分額	2,100,000円
翌年度繰上利益剰余金	7,971,021円

昭和39年度水道事業剰余金計算書

39. 4. 1~40. 3.31)

利益剰余金の部	
当年度処分利益剰余金	10,071,021円
資本剰余金の部	
翌年度繰上資本剰余金	8,078,040円

昭和39年度水道事業貸借対照表

(40. 3.31)

資産の部		
固定資産		171,558,872円
流動資産		13,384,768円
資産合計		183,943,640円
負債の部		
流動負債		140,000円
負債合計		140,000円
資本の部		
資本金		165,254,579円
剰余金		18,549,061円
資本合計		183,803,640円
負債資本合計		183,943,640円

消防団を

理解してください

当町消防団の組織と任務についてご理解をいただき、ご協力願いたいと存じます。つぎのような一文を草しました。

消防が組織されたのは、今から三百二十二年前大名城火消し四隊が江戸におかれたのがはじめてで、その後、消防組から警防団となり、昭和二十二年消防団が組織され、現在にいたつております。

当町には五分団があり、それぞれ担当区域を定められ、さらにそれを指揮する団本部が設けてあります。定員は二百十一名で組織されています。申すまでもなく団員は町の非常勤職員で、昭島青梅市に設置されている消防署の非常勤職員とは異つております。そして、団員は他にそれぞれ職業をもちながら

町民の生命、財産を火災から守る崇高な任務をもつています。火災の通報があれば、その職をすて、あるいは、寒い冬の夜中でも分団車庫にかけつけ火災現場へ向かうわけで、常時待機している消防署の職員とは時間的にも当然差異が生じます。にもかかわらず、消防車の到着が「おせい」「〇分もかかっている」との声を聞くことがありませぬ。私達団員は精いつばい駆けつけたとき、このような言葉をお耳にすると、口惜しう、腹立たしう、われわれの任務が理解されていないということの情けなさ等を強く感じます。

みなさんのうち、大部分の人達が消防団のことを理解し、種々ご協力願つていますが、消防署と混同している人もなかにはいるようです。消防団をもう一度再認識していただき、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

福生町消防団長 田村 昌一

昭和四十年年度

二等海陸空 陸士募集

募集人員

- 二等陸士 約五〇〇名
- 二等海士 約四五〇名
- 二等空士 約四五〇名

くわしくは、役場住民課へお問合わせください。

火の用心

全国火災予防運動

11月26日から12月2日まで

「火災の恐しさ」について、みなさんすでに十分ご認識いただいたていることと思いますので、いまだに申しあげることありませぬが、毎年寒さの訪れとともに火災の発生件数も次第に多くなりますが、今年も二十六日から十二月二日まで、全国いつせいに秋の火災予防運動が行なわれます。

そこで、この運動をむかえるにあたり、この際、もう一度火災の恐しさを認識し、ころばぬ先のつえみ。火の取扱については、日頃から細心の注意を払うには、火災を起さないように十分注意しましょう。なお、火災を起さないことが絶対条件ですが、万一のときに備えることもまた大切なことです。万一の場合、油以外の火は、水で消すのがいばんです。就寝前に、バケツいっぱいの水をかならず汲んでおく習慣をつけてください。石油ストーブを使う家庭では、粉末消火器をぜひ備えつけたいものです。

火災の大部分は不注意からおこります。心のすきから思わぬ事故をひきおこします。

なにがなんでも火の用心」にあらことをしつかり、みんなが心得



「ヒヒヒヒ、いよいよ、おいらのかせき時」

結核

精神障害

精神薄弱

の人も年金

がもらえます

結核・精神障害者は昭和三十九年八月一日、精神薄弱者は昭和四十年八月一日をもって二十歳以上七十歳未満のもので、つぎのようなどときは障害福祉年金がもらえます。

(母子)や孫、弟妹(準母子)がいるときは、母子、準母子福祉年金がもらえます。
2、現在母子、準母子福祉年金を受けている家庭では、年金額が加算されます。

表彰者

町制施行記念日にあたる十一月十一日に、福生町表彰条例及び同施行規則に基づいて、つぎの方々が表彰されました。

◆一般表彰

埼玉銀行福生支店 庁舎建設に伴い、備品購入資金として上方門を寄附した。
福生町婦人会 国民健康保険、国民年金、共同、赤十字募金の事務に対し積極的に協力し、住民福祉の増進に尽力した。

◆職員表彰

十五年以上勤務し、その成績が優良な職員
上野 重勝(十六年勤続)

津 宗吉(十五年九月勤続)
東 ヤヨ(十五年十月勤続)

◆感謝状

永年にわたり、民生委員として社会奉仕の精神をもつて、保護指導にあたり、社会福祉の増進につとめた功績。
野村 龜之助、水谷 貞子(敬称略)

第十一回

赤ちゃんコンテスト

入賞発表

健康優良児を選ぶ赤ちゃんコンテストが、十月十五日に行なわれました。

このコンテストは、昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで生まれた赤ちゃん、健康でしる標準以上に发育していること、乳児検診ならびに予防接種をすべて受けていることを条件に、母子衛生の普及向上と徹底をはかることを目的に実施したものです。

赤ちゃんコンテストも今年で十一回を数え、回を重ねることに赤ちゃんの体力向上が目立っています。なお、入賞者はつぎのとおりです。

▼優良児

武田 茂、八木正史、林 高樹
島野草也、高橋信行、吉田 睦
原田成美、原田紀久恵、清水

事業主のみなさんへ!

現場労働者のために

建設業退職金共済制度

この制度は、現場で働く建設労働者のために、事業主が共済組合に加入し、掛金を納めておくと、労働者が建設業で働くことをやめたとき、直接共済組合から退職金をもらうことができる制度です。この制度は、労働者が全国どこに現場で働いても、その事業主に引き継いで掛金を納めてもらうことができる、いわば業界退職金制度ともいうべきものです。業界の全事業主が共済組合に加入して、はじめて所期の目的を達することができるとは、清流の釣りを楽しむことがほとんどできなくなっています。



多摩川へ

稚ゴイを放流

ここ数年、砂利ブームの影響で多摩川はすっかり昔の面影をなくし、魚の数も年々少なくなり、子どもの釣り師にとっては、清流での釣りを楽しむことがほとんどできなくなっています。

これに気づいた福生町大字福生一・九八番地の内山 大さんは、せめて子どもたちだけでも楽しんでもらいたい、このほど多摩川の水田橋附近に稚ゴイ、千尾を放流しています。

内山さんは昨年も稚魚三千尾を放流しています。

共済組合に加入できるのは、建設業を営むすべての事業主で、対象はすべての現場労働者です。事業主のみならず、現場労働者が安心して働くことができるよう、共済組合に加入しましょう。くわしくは、都労政課(二二・二局五九七四)またはほとりりの労政事務所へおたずねください。



六議案と語願二件が上提された第五回福生町議会臨時会は、九月十日から、十九日までの会期十日間をもって閉会されました。そして、初日本会議では五議案が可決または同意され、重要議案である財政再建計画案と語願二件は委員会に付託されました。

議決議案

昭和四十年年度福生町と畜場特別会計補正予算第一号

当初予算の総額に四〇万円を追加し、歳入歳出予算の総額を二千七九一万四千円とするもの。

福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

一、所得税法の全部改正が行なわれたが、保険料の算定については、従前の所得税法を引用するため、所要字句の整理を行なうもの。

二、地方税法施行令の一部改正により、保険料の減額措置について、その控除額が引上げられたので、本条例を改正し、被保険者の保険料の軽減をはかろうとするもの。

福生町表彰条例の一部を改正する条例

一、名称 福生町立福生中学校本校防音改築工事

二、規模 鉄筋コンクリート造り

三、階建 三千一三六、二四五平方メートル(九四八、七坪)

三、契約金額 金九千二二万二千円也

四、工期 昭和四十年九月二十一日から昭和四十一年三月三十日まで。

五、契約の相手方 田村建設工業株式会社 取締役社長 田村誠一

(その二)

一、名称 福生町立福生第三小学校 校防音改築工事

二、規模 鉄筋コンクリート造り

三、契約金額 金四千七八万九千円也

四、工期 昭和四十年九月二十一日から昭和四十一年三月三十日まで

五、契約の相手方 佐久尚建設株式会社 佐久間 藤一

第二日本会議は、最終日の九月十九日に行なわれ、委員会付託議案一件と語願二件の審査報告があり、追加日程の陳情一件を含め、いづれも可決または採択されました。

財政再建計画について

再建団体の指定を受けた当町は、その指定日を昭和四十年八月二十日と定められたので、指定日現在において、財政再建計画を策定し、自治大臣の承認を得なければならぬので、この策定案について、議会の議決を求めらるるものであります。本件は財政再建特別委員会に付託され、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきであるとの結論に達し、委員長の審議報告どおり、本会議において可決されました。

▼下水道設置についての請願書
下水路の記号は、牛、町会全域にわたる苦惱であり、この問題を一日も早く解決するための下水道設置に関する請願であります。本件は建設委員会に付託され、慎重審査の結果「本年度、地方財政再建の事業計画にも予算計上されており、工事の施行も可能であるから、国庫補助確定次第一日も早く着工し、円滑な排水の実現に努めるべきである」という意見を付して、執行機関に送付すべきであると委員長の報告どおり、本会議において採択されました。

▼道路舗装に関する請願書
本件は、福生町大字福生一、三五四番地から同一、五八六番地に至る(補助道九号)道路舗装に関する請願書です。

これは、建設委員会に付託され、「請願の主旨は了とされるので、さらに土地区画整理事業を推進し、地元住民の協力を得て、一日も早く工事を施工するよう努力すべきである」という意見を付して、執行機関に送付すべきであると委員長の報告どおり採択されました。

銀座通り一方交通延期に関する陳情書

全長千余米におよぶ銀座通りが、一方交通並びに駐車禁止の交通規制が同時に実施されると、商店街としては重大な影響をこうむることは必至であり、駐車禁止のみにして、一方交通に関してはしばらく延期していただきたいという主旨であります。本件は本会議において採択されました。



各戸に表札 郵便受箱を

近頃、多くの商店街で週休制が実施されていますが、休日には、各商店ともシャッターをおろしていたり、共かせぎでひるま不在の家が増加しています。これらのなかには、表札や郵便受箱が備えてないものも多く、速達郵便はもちろん通常郵便物でもいつたん郵便局に持ち帰り、改めて配達を繰り返すことが多くなっています。

これは、配達員が「重手間」となるだけでなく、郵便が遅配されることになり、ときにはその用をなさなくなることがありますので、ぜひ表札並びに郵便受箱が差入口をつけてください。

また、個人経営の二階建アパートなどが増加していますが、これらの中にも表札や郵便受箱を備えていない方が多く、配達に困難をきたしていますので、居住者の方は、ぜひ一階の出入口付近に各自錠のある受箱を備えていただくようお願いいたします。

なお、郵便局では、受箱を金五百円程であつせんしていますので、ご希望の方は、福生郵便局か町内の特定郵便局へお申込みください。

☆ ☆ ☆ (福生郵便局から)